

動薬協会発 134 号
令和 4 年 12 月 22 日

公益社団法人日本動物用医薬品協会
会員各位

公益社団法人日本動物用医薬品協会
理事長 池田 一樹
(公 印 省 略)

年未年始等における高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱
等に関する防疫対策の徹底について

平素より協会事業にご理解とご支援を賜り、御礼申し上げます。

さて、標記のことについて、別添のとおり消費・安全局長通知（4 消安第 5040
号）がありましたので、お知らせします。

4 消安第5040号
令和4年12月22日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会理事長 殿

農林水産省消費・安全局長

年末年始等における高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱、口蹄疫、
豚熱等に関する防疫対策の徹底について

日頃より、家畜衛生の推進に御理解・御協力いただき誠にありがとうございます。
ます。

今般、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、円滑な
防疫対策の実施につき御協力いただきますようお願いいたします。

また、貴職におかれましては、家畜防疫の重要性を十分に御理解の上、傘下会
員各位等に対し周知いただきますよう、よろしくようお願いいたします。

写

4 消安第5040号
令和4年12月22日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

年末年始等における高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱、口蹄疫、
豚熱等に関する防疫対策の徹底について

高病原性鳥インフルエンザ、アフリカ豚熱、口蹄疫、豚熱等に関する防疫対策の徹底については、「ゴールデンウィークにおける豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の徹底について」（令和4年4月25日付け4消安第629号）等により、生産者をはじめとする畜産関係者、関係機関、市町村等が一体となった対策の徹底をお願いしてきたところです。

高病原性鳥インフルエンザについては、本年、欧米では季節を問わず継続的に発生が確認されるなど、世界各地で発生が認められている中、我が国においては、例年より早い9月から野鳥で本病ウイルスの保有が確認され、家きん農場においてもこれまでで最も早い10月28日に発生が確認されて以降、これまでにすでに22道県47件の発生が確認されています。今シーズンは全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっている状況であることから、引き続き、家きん農場での発生防止について一層の警戒が必要である旨、今月7日に開催された農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部において、農林水産大臣からメッセージが発せられたところです（別添参照）。

アフリカ豚熱については、2007年にアフリカから東欧諸国やロシアに侵入し野生いのししや飼養豚で流行が拡大していたところです。2018年にアジアで初めて中国で発生が確認されて以降、近隣の韓国を含むアジアの広い地域に急速に拡大しています。我が国に入国する旅客が携帯品として違法に持ち込もうとした豚肉製品からもアフリカ豚熱ウイルス又はその遺伝子が検出されており、多様な侵入ルートに対する警戒を強化し我が国への侵入防止を図る必要があります。

これから年末年始や旧正月（中国では春節。2023年は1月22日。）の時期を迎え、人の出入国や移動が活発になることが見込まれ、また渡り鳥の飛来・滞在シーズンが続くことから、引き続き、危機感を持って水際検疫及び農場における病原体侵入防止の徹底が重要となります。つきましては、家畜の所有者を含む畜産関係者、関係機関、市町村に対して、今月7日の農林水産大臣メッセージとともに、下記事項の周知及び指導を徹底いただき、関係者が一体となって防疫対策に万全を期すよう、改めてお願いいたします。

記

1 発生予防対策

(1) 農場への病原体侵入防止の再徹底、異状の早期発見・早期通報等

家畜の所有者に対し以下の防疫対策の徹底を指導するとともに、地域や関係団体を含む畜産関係者においても農場の防疫対策への協力の徹底を図ること。

- ① 看板の設置等により、飼養管理に必要な者の衛生管理区域又は畜舎への立入りを制限するなど、人・車両の出入りの管理を徹底すること。また、不必要な物の持込みを制限すること。
- ② 防護柵、防鳥ネット、畜舎の穴や隙間等の点検を行い、不備を認めた場合は直ちに改善を図ること。
- ③ 農場や畜舎周辺の消石灰や消毒薬の散布を徹底することにより農場内及び畜舎内へのウイルス侵入を防止すること。
- ④ 飼養家畜の日々の健康観察を綿密に行い、特定症状等の早期発見に努めるとともに、異状を認めた場合は家畜保健衛生所に早期通報すること。

(2) 高病原性鳥インフルエンザの発生防止対策の徹底

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高まっている現状に鑑み、家きん飼養農場に対しては、直接訪問又は飼養衛生管理者メーリングリストの活用等により、実効性のある対策となるよう、特に次の①から③の項目について指導又は助言を実施すること。

- ① 農場敷地内や鶏舎の周りの消毒を徹底すること。
- ② 農場に入る場合には、衛生管理区域専用の衣服と長靴への交換、さらに鶏舎に入る場合には専用長靴への交換を徹底すること。また、交換の前後で使用する衣服や長靴等の動線が交わらないようにすること。
- ③ 消毒の際は、長靴等の汚れをしっかりと落としてから行うこと。消毒薬は適切な濃度で使用するとともに、汚れた都度、最低でも1日1回以上交換するなど、効果的な方法を徹底すること。

2 まん延防止対策

(1) 各農場の埋却地等の事前確保の確認

家畜の所有者に対し、防疫措置に伴い必要となる埋却地及び焼却施設等の確保状況について確認を行い、十分でない場合は、防疫指針に基づく調整を行うこと。

(2) 迅速な防疫措置に必要な体制整備並びに人員及び防疫資材等の事前確保

伝染病発生時に迅速な封じ込めを講ずることが重要であることから、関係部

局が連携した全庁的な体制、関係団体や市町村との連携について再度点検し、万全を期すこと。

- ① 防疫措置に係る防疫計画、人員動員、資材・機材調達、情報・広報、各種調整等について、全庁的な対応が可能となるよう役割を確認すること。
- ② 動員計画は、家畜衛生担当部局のみではなく、家畜衛生担当部局以外の都道府県職員、市町村職員、団体等を含む都道府県を挙げた動員体制とするとともに、事前に関係者との合意形成を図ること。さらに作業人員が不足する場合には、農林水産省や（独）家畜改良センターの職員、他都道府県の家畜防疫員の派遣要請を検討すること。
- ③ 防疫資材等について、滞りなく防疫措置が実施できるよう初動対応に必要な防護服や長靴等の資材、運搬に必要な機材及び運搬車等を確保しておくこと。また、防疫措置の規模に応じた防疫資材の追加調達や続発事例に備えた補充を円滑に行えるよう、不足時に緊急的に購入できる業者との連絡調整を図り（年末年始の受注対応や在庫確認）、必要に応じて資材を追加確保しておくこと。

3 年末年始等に向けた対応

(1) 畜産関係者等の海外渡航の自粛等の指導

畜産関係者等に対して、改めて、アフリカ豚熱、口蹄疫等の発生地域への不要不急の渡航を自粛するよう要請すること。

(2) 海外からの荷物等に関する注意喚起

特に、技能実習生等の外国人従業員を受け入れている畜産農家に対しては、母国を含む海外から肉製品等が郵送されることのないよう注意喚起を行うとともに、従業員の方が受け取る国際郵便物等の中に動物検疫を受けていない肉製品等を確認した場合、直ちに動物検疫所に連絡するよう周知すること。

(3) 緊急時における連絡体制の確保

- ① 飼養家畜に異状を認めた場合における管轄の家畜保健衛生所の連絡先について、家畜の所有者、飼養衛生管理者、獣医師等改めて周知すること。
- ② 休日や年末年始等においても、伝染病発生時の関係者への連絡が支障なく行われるよう、都道府県組織内の緊急連絡体制を確保するとともに、資材の調達先、人員の動員元等の連絡体制を確認すること。
- ③ 特に、年末年始に疾病の疑い事例が発生した際、適切な病性鑑定が実施できるよう、必要な検査試薬・人員を確保するとともに、検査機器の点検を実施すること。

農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱
合同防疫対策本部
大臣メッセージ

令和4年12月7日

- これより、緊急的に農林水産省鳥インフルエンザ・豚熱・アフリカ豚熱合同防疫対策本部を開催します。今シーズンは、高病原性鳥インフルエンザの発生が史上初となる10月に確認されて以降、現在も発生が継続しており、そして、今後、年末年始や春節を迎え、人の移動の増加が見込まれます。
- こうした中で、まず始めに、農林水産省として、今後とも最大限の緊張感をもって、鳥インフルエンザ等の発生予防とまん延防止、アフリカ豚熱等のウイルスを我が国に侵入させないための水際対策の徹底に取り組んでまいります。
- その上で、本日、私からは、生産者をはじめとした畜産に携わる関係者及び都道府県等の行政関係者の皆様に対しまして、高病原性鳥インフルエンザをはじめとする家畜疾病の発生予防とまん延防止に向けて、危機感を共有するとともに、防疫対策の徹底を図ることが重要であることを改めて呼びかけさせて頂きたいと思えます。
- 今シーズン、欧米をはじめ、世界各地で鳥インフルエンザが大流行している中、我が国においても、家きんでの高病原性鳥インフルエンザの発生が、16道県27事例で確認されており、これは昨年、一昨年シーズンを上回るペースとなっています。
- 発生に際しては、都道府県をはじめとする関係者の御尽力により、これまでのところ防疫措置に遅れなどは生じておりませんが、まずは発生させないことが重要であり、発生予防のための取組を、例年以上に強化する必要があります。
- 飼養衛生管理の徹底については、特に都道府県の指導や生産者による自己点検などを通じて、日々対策いただいているところですが、今シーズンの発生農場における疫学調査では、農場や鶏舎に入るときの長靴の交換といった、基本的な衛生管理が守られず、長靴の交換の実効性が確保されていないような事例も多くありました。

- こうした状況を踏まえ、関係者の皆様には、発生予防のため、基本ともいえる事項、例えば
 - ① 敷地内や鶏舎の周りの消毒の実施。
 - ② 農場に入る場合の専用衣服と長靴への交換、鶏舎に入る場合の専用長靴への交換とともに、交換の前後で使用する長靴等が交わらないようにすること。
 - ③ 手指の消毒の上、長靴を消毒するときは汚れをしっかりと落としてから実施することなどをおこたらないよう行動の徹底をお願いします。
- 農場にいる飼養衛生管理者はもちろんのこと、すべての従業員の皆様や畜産に携わる方一人一人が、自分たちの農場、自分たちの地域は自分たちで守るという心構えをもって取り組んでいただきますようお願いいたします。
- また、万が一発生した場合には、発生農場のみならず、例えば、発生農場周囲の主要道路やため池周辺等の消毒、ため池の水抜き等の野鳥対策など、周辺地域を含めた地域一体となったまん延防止対策の徹底が重要です。
- 今シーズンは、過去に一度も発生がなかった地域でも発生しており、今後も全国どこでも発生する可能性があります。これまで発生したことがないからと言って、決して油断しないでください。
- ウイルスは目に見えませんが、野鳥でも広く感染しており、環境中のウイルス濃度も非常に高くなっているため、鶏舎の周りは常にあらゆる場所が汚染されているという危機意識をもって、対策に取り組んでください。
- 併せて、消費者の皆様や食品の流通・製造事業者の皆様に対しても、呼びかけさせて頂きたいと思っております。毎度申し上げていることですが、内閣府 食品安全委員会も、「我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考える」としていません。引き続き、国産の鶏肉や卵を安心して食べていただければと思います。
- 更に、冒頭にも申し上げた水際対策についてです。新型コロナウイルスにかかる入国制限も緩和され、今後、年末年始や春節を迎えると、海外からの訪日客のみならず、国内においても人の移動が活発化することになります。

- アフリカ豚熱の発生が東アジアで拡大する中で、これまでも、コロナ禍以前の訪日外国人数にも対応できるよう、家畜防疫官の増員や検疫探知犬の増頭などの水際対策を強化してきましたが、引き続き、関係機関等とも連携し、水際対策に万全を期してまいります。

- 我が国の家畜衛生を取り巻く環境は非常に厳しい状況ですが、農林水産省としては、関係者と危機感を一層共有し、また、現場に寄り添いながら、防疫対策に全力をあげてまいります。

(以上)

農場周辺の高病原性鳥インフルエンザのウイルスが 非常に多くなっています！

- 全国各地で高病原性鳥インフルエンザが発生しています。
- 人や車両、野鳥・野生動物による農場や家きん舎へのウイルスの侵入を防ぐことが特に重要です！
- いま一度、農場のウイルス侵入防止対策を徹底しましょう！

発生予防対策の特に重要なポイント

- ✓ 農場内や家きん舎周囲の消毒は毎日行いましょう！
- ✓ 家きん舎等への出入り時に消毒の実施・長靴の交換を徹底しましょう！
- ✓ 交換前後で長靴の動線が交差していないか、今一度、点検しましょう！
- ✓ 長靴は汚れをしっかりと落としてから消毒しましょう！
- ✓ 踏込消毒などの消毒薬は少なくとも毎日、汚れたらその都度交換しましょう！

農場や家きん舎の周囲にはウイルスが侵入する経路が多く存在しています。
今一度、点検し不備があればすぐに改善しましょう！

ため池等の
水場の近くは
徹底して消毒！

池

衛生管理区域内の 野生動物対策



農場内や家きん舎周囲の
消毒は毎日実施

家きん舎入口の人・物対策



専用長靴の設置
交差汚染防止



消毒薬は
毎日又は
汚れた都度
交換



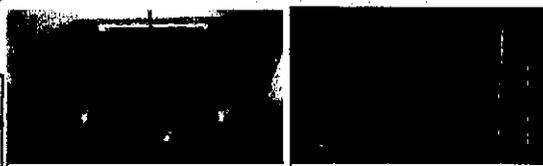
長靴は汚れを
落としてから消毒

衛生管理区域入口の 人・車両・物対策



専用の服・長靴の使用
車両・手指・物品消毒の徹底

家きん舎の野生動物対策



集卵ベルト等の
開口部の隙間対策
防鳥ネットや
鶏舎破損の補修

家
き
ん
舎

◆ 飼養家きんの毎日の健康観察を念入りに行い、異状を見つけた場合は、直ちに最寄りの家畜保健衛生所に連絡してください。

農林水産省HP「鳥インフルエンザに関する情報」→



MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



来日するあなたへのお願い



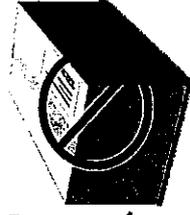
・国際郵便でも送れません。母国の家族や知人に国際郵便で肉製品や果物・野菜等を送らない

ように伝えてください。

(国際郵便で検査を受けていない肉製品、果物・野菜等を受け取った場合は動物検疫所又は植物防疫所に御連絡ください。)

・海外で使用した汚れた作業着、作業靴、長靴は持って来ないでください。

・日本に来る前1週間以内に、海外の家畜に触れないでください。また、日本に来てから1週間は、家畜に触れないでください。



農林水産省



動物検疫



植物防疫

- ・海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持込みは法律で厳しく制限されています。
- ・日本に肉製品や果物・野菜等を違法に持ち込むと重い罰則（3年以下の懲役又は300万円以下（法人の場合は5,000万円以下）の罰金等）の対象になります。

・悪質な持込みと判断したら警察に通報します。

・違法な持込みにより、逮捕された人もいます。

・輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。

